

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 9 月 5 日付けの保護決定通知書（以下「本件処分 1 通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分 1」という。）、同年 10 月 2 日付けの保護決定通知書（以下「本件処分 2 通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分 2」という。）及び同年 11 月 2 日付けの保護決定通知書（以下「本件処分 3 通知書」といい、本件処分 1 通知書及び本件処分 2 通知書と併せて、以下「本件各処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分 3」といい、本件処分 1 及び本件処分 2 と併せて、以下「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は必ずしも明らかではないが、支給金額が少ないことなどを理由にして、本件各処分はいずれも違法又は不当であると主張しているものと解される。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年 9月 8日	諮問
令和 3年10月 8日	審議（第60回第2部会）
令和 3年11月 5日	審議（第61回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の基準・種類

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

##### (2) 保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

##### (3) 冬季加算及び期末一時扶助費

保護基準によれば、東京都の冬季加算地区区分はⅥ区にあたり（別表第1・第1章・1・(2)・イ）、東京都（Ⅵ区）における冬季加算は、1人世帯においては、11月から翌3月まで月額2,630円を計上することとされている（別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第2類）。

また、12月の保護費（基準生活費）の算定に当たっては、期末一時扶助費を計上することとされている。1級地—1（東京都〇〇区を含む）在住の被保護者に対しては、14,160円を計上することとされている（保護基準別表第1・第1章・1・(2)・ア）。期末一時扶助費は、12月から翌年1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して、越年資金として支給されるものである（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。）問第7の37・答）。なお、同通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準とされている。

## 2 以上を前提に、本件について検討する。

### (1) 本件処分1について

処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が令和2年10月1日から変更されることとなったことから、変更日を同日として、請求人に対して本件処分1を行い、「基準改定により最低生活費変更。」との理由を付した本件処分1通知書により請求人に通知したことが認められる。

本件処分1は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費についてみると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41歳～59歳・1人世帯・1級地—1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分1に違

法又は不当な点を認めることはできない。

(2) 本件処分2について

処分庁は、保護基準において、11月の基準生活費の額については、冬季加算（請求人は1人世帯であることから2,630円）を加えた額とするとされているため、請求人に係る令和2年11月分の保護費について、「冬季加算により最低生活費変更。」との理由を付して本件処分2を行ったことが認められる。

本件処分2による保護費の額は、本件処分1による決定額（145,110円）に冬季加算月額（2,630円）を加算した額147,740円に一致していることから、本件処分2も、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

(3) 本件処分3について

処分庁は、保護基準において、12月の基準生活費の額については、期末一時扶助費（請求人は1人世帯であることから14,160円）を加えた額とするとされているため、請求人に係る令和2年12月分の保護費について、「期末一時扶助費を12月の生活扶助費に計上します」との理由を付して本件処分3を行ったことが認められる。

本件処分3による保護費の額は、本件処分2による決定額（147,740円）に期末一時扶助費（14,160円）を計上した額161,900円に一致していることから、本件処分3も、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、支給金額が少ないことなどを理由にして、本件各処分はいずれも違法又は不当であると主張しているものと解されるが、本件各処分が上記1の法令等の定めに則って適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張

には理由がないものといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来